

特定非営利活動法人チャイボラ 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人チャイボラと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都豊島区に置く。

(目的)

第3条 この法人は、全国の社会的養護施設や施設関係機関（以下、総称して「施設等」という）と、そこで働く職員や就職を目指す人を対象に、人材プラットフォーム事業、イベント・研修事業、調査・コンサルティング事業等を通して支援を行うことで施設等で長くやりがいを持って働く人を増やすとともに、企業や団体、一般市民を対象に広報啓発事業や施設との連携強化を図ることで子ども達に様々な機会や経験の場を提供し、それによって全ての子どもたちが大切に育てられる社会を実現することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 施設等の職員を増やす事業
- (2) 施設等の職員の定着を促進する事業
- (3) 施設等と支援者を繋ぐ事業
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した運営及びボランティア活動等を行う者とする。

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとする。
- 3 代表理事は、前項の申し込みがあつたとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 代表理事は、第2項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない

なお、既に納入した入会金、会費は返還しない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3人以上9人以内
 - (2) 監事1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を代表理事とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、代表理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 代表理事以外の理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定款の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充

しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、理事及び監事は理事会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第4章 会議

(種別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 会員の除名

(4) 事業計画及び予算

(5) 事業報告及び決算

(6) 役員の選任、職務

(7) 監事の選任、職務

(8) 解散における残余財産の帰属

(9) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2号第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意がある場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第27条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 やむを得ない理由により、会場に来ることができない正会員は、即時性と双方向性が確保されたウェブ会議、テレビ会議、音声会議などのシステムによって総会に参加し、表決することが出来る。

4 前2項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。

5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所

- (2) 正会員総数及び出席者数（即時性と双方向性が確保されたウェブ会議、テレビ会議、音声会議などのシステムによる出席者がある場合と、書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合はその数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概略及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

（理事会の構成）

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

（理事会の権能）

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（理事会の開催）

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（理事会の招集）

第32条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
 - 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。
- ただし、緊急の必要がある時は、この期間を短縮できる。

（理事会の議長）

第33条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

（理事会の議決）

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のための理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 やむを得ない理由により、会場に来ることができない理事は即時性と双方向性が確保されたウェブ会議、テレビ会議、音声会議などのシステムによって理事会に参加し、表決することが出来る。
- 4 前2項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(即時性と双方向性が確保されたウェブ会議、テレビ会議、音声会議などのシステムによる出席者がある場合と、書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合はその数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資産

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、総会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第44条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、規定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年9月1日に始まり、翌年8月31日に終わる。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

- 第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。
- 2 この法人が定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

- 第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続き開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

- 第50条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡する。

(合併)

- 第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

- 第52条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第54条 事務局長及び職員の任免は、代表理事が行う。

(組織及び運営)

第55条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

役職名	氏名
代表理事	大山 遥
理事	福田 進
理事	川井 沙紀
監事	高瀬 憲児

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、法人の成立の日から平成31年11月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成30年8月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

会員の種類	入会金	年会費
正会員	0円	0円
学生ボランティア会員	0円	0円
一般ボランティア会員	500円	0円
賛助会員	0円	一口1,000円(1口以上)

- 7 この定款は、令和 3年 1月 5日から施行する。
- 8 この定款は、令和 4年 10月 20日から施行する。
- 9 この定款は、令和 年 月 日から施行する。

令和5年度 事業計画書

2023年9月1日～2024年8月31日

特定非営利活動法人 チャイボラ

1 事業実施の方針

施設等の職員を増やす事業については、これまで実施してきた活動をより多くの学生や求職者へ展開していくため、SEO対策、学校へのアプローチやSNSの活用を強化し、チャボナビや見学会の利用者等を増やす。また、新しい見学会の形や新規サービスの方向性も模索する。

同時に、これまでの活動をより安定的に行うため、システムのセキュリティ面の強化や運営体制の仕組み化・改善を実施する。

施設等の職員の定着を促進する事業については、現在の事業をより効率的に行い、費用対効果を向上させる。

また、これまでの事業で見えてきた社会的養護における課題をより本質的に解決するための発展的事業を検討していく。事業を支える組織や体制も強化するため、事業の収益化や人事管理面のルール整備等にも取り組む。組織全体としては、より中長期的な視点を持って活動を行えるよう、今年度は中期計画の策定にも着手して半年ほどで実行に移していく。

新規事業として、児童相談所の施設職員を増やし、働き手の定着促進を行う事業を展開していく。まずは児童相談所の課題を把握すべく、大学の研究チームと連携してヒアリング等の調査を実施していく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【39,013.367】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
施設等の職員を増やす事業	【チャボナビ】 社会的養護の施設総合情報サイト『チャボナビ』の運営	通年	オンライン	15名	全国の社会的養護に関心がある全ての人(不特定多数)	月間UU数: 4万 会員登録数: 4000人	18,481.11
	【チャイボラ主催就職イベント】 社会的養護の施設と連携した見学会の実施	通年	関東近郊	5名	全国の社会的養護に関心がある全ての人(不特定多数)	1000人	1,310
	【見学会サポート(コラボ見学会)】 社会的養護施設の見学会に対するアドバイス、サポート	通年	・オンライン ・全国の社会的養護施設	10名	全国の見学会を希望する社会的養護施設	10施設	156
	【出張授業】 社会的養護に関する大学・短大・専門学校への出張授業	通年	関東近郊の専門学校、短大、大学	3名	関東・関西近郊の社会的養護施設で働く資格を取得できる大学・短大・および専門学校生	授業数: 30件 参加学生数: 2,000人	3,096.691

施設等の職員を増やす事業	【お仕事セミナー】 社会的養護の仕事に関する基礎講座	毎月第三土曜日 12-13時	オンライン	3名	全国の社会的養護施設・社会的養護に関心がある全ての人（不特定多数）	50名	460	
	【SNSの情報発信】 社会的養護や社会的養護の仕事に関する情報発信	毎日	・facebook ・Instagram ・公式LINEアカウント ・X（旧Twitter） ・チャボナビnews ・YouTube	10名	全国社会的養護施設・社会的養護に関心がある全ての人（不特定多数）	フォロワー数 8,000名	3,841.32	
	【施設のHP制作・保守運用】社会的養護施設のホームページ作成	制作への相談受付は通年		実施を希望する社会的養護の施設	3名	実施した社会的養護の施設及び関係者	300人	136.868
	【社会への発信】 社会的養護の現状を広く知ってもらうため、企業への研修会・一般向け学習会（チャイボラカフェ含む）	企業への研修：2.5社/月 チャイボラカフェ：毎月	・オンライン ・研修会を希望する企業	4名	社会的養護施設・社会的養護に関心がある全ての人	企業への研修会参加者数：500人 一般向け学習会の参加者数：150名 フレンドスポンサー数：5社	2,464.868	
	【児童相談所の魅力発信】 児童相談所の課題を把握するため、他機関と連携してヒアリング等の調査を実施	2024年4月以降	・オンライン ・全国の児童相談所や会議室	2名	全国の児童相談所職員	約8,000名	1493.6	
施設等の職員の定着を促進する事業	【相談窓口】 社会的養護施設職員のための相談窓口の設立及び運営	毎日相談受付	オンライン	7	全国の社会的養護施設職員	相談窓口利用登録数：80名 相談件数：90名	3,806.22	
	【研修会】 ・施設長・管理職向けの研修会 ・施設職員向けの研修会	毎月1～3回	オンライン	6名	全国の社会的養護施設職員・管理者	参加者数1,000名	203.3	
	【チャボゼミ】 施設職員のうち、内定者・新任職員向けの研修の実施	第一期：2023年9月20日、12月20日、3月20日 第二期：日程未定（全7回予定）	オンライン	5名	全国の社会的養護施設に就職する内定者	参加者数 第一期99名 第二期150名	3,388.44	
施設等と支援者を繋ぐ事業	留学支援 社会的養護施設と施設への支援を望む企業・団体・個人を繋ぎ児童へのさまざまな機会を提供する（留学支援）	留学期間1週間～10日間	留学先アメリカ合衆国	1名	事業を実施した社会的養護施設入所児童	留学する人数：6名	174.95	

令和6年度 事業計画書

2024年9月1日～2025年8月31日

特定非営利活動法人 チャイボラ

1 事業実施の方針

施設等の職員を増やす事業については、より多くの学生や求職者に施設の仕事の魅力や「チャボナビ」を知ってもらうために、合同オンライン施設見学会の規模を拡大するとともに、学校へのアプローチとSNS広報を強化する。

また、採用に苦慮している施設に対してより効果的な採用活動が行えるよう、見学会のサポートや様々な研修を実施する。

基幹事業であるプラットフォーム「チャボナビ」に関しては、SEO対策、セキュリティの強化、UX/UIの改善を行う。

施設等の職員の定着を促進する事業については、内定者・新任職員向け研修プログラム「チャボゼミ」において、より内定離脱を防ぐための交流イベントを強化する。

児童相談所の人材に関する問題を解決するための事業を開始し、令和5年度で把握した課題を解決するためのソリューションの検討及び検証を全国の児童相談所や関係機関と連携しながら実施していく。

組織面においては、引き続き事業を支える組織や体制も強化するため、財務管理や人事管理面のルール整備等にも取り組む。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【79,839.88】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
施設等の職員を増やす事業	【チャボナビ】 社会的養護の施設総合情報サイト『チャボナビ』の運営	通年	オンライン	15名	全国の社会的養護に関心がある全ての人(不特定多数)	月間LU数: 7万 会員登録数: 6000人	35,692.248
	【チャイボラ主催就職イベント】 社会的養護の施設と連携した見学会の実施	通年	関東近郊	5名	全国の社会的養護に関心がある全ての人(不特定多数)	1000人	2,500
	【見学会サポート(コラボ見学会)】 社会的養護施設の見学会に対するアドバイス、サポート	通年	・オンライン ・全国の社会的養護施設	10名	全国の見学会を希望する社会的養護施設	10施設	2,500
	【出張授業】 社会的養護に関する大学・短大・専門学校への出張授業	通年	関東近郊の専門学校、短大、大学	3名	関東・関西近郊の社会的養護施設で働く資格を取得できる大学・短大・および専門学校生	授業数: 10件 参加学生数: 3,000人	948.708

施設等の職員を増やす事業	【お仕事セミナー】 社会的養護の仕事に関する基礎講座	3 か月に 1 回程度	オンライン	3 名	全国の社会的養護施設・社会的養護に関心がある全ての人（不特定多数）	100 名	948.708
	【SNS の情報発信】 社会的養護や社会的養護の仕事に関する情報発信	毎日	・facebook ・Instagram ・公式LINE アカウント ・X（旧Twitter） ・チャボナビ news ・YouTube	10 名	全国社会的養護施設・社会的養護に関心がある全ての人（不特定多数）	フォロー 一敷 10,000 名	1,948.708
	【施設のHP制作・保守運用】社会的養護施設のホームページ作成	制作への相談受けは通年	実施を希望する社会的養護の施設	3 名	実施した社会的養護の施設及び関係者	400 人	3,000
	【社会への発信】 社会的養護の現状を広く知ってもらうため、企業への研修会・一般向け学習会（チャイボラカフェ含む）	企業への研修：2.5社/月 チャイボラカフェ：毎月	・オンライン ・研修会を希望する企業	4 名	社会的養護施設・社会的養護に関心がある全ての人	企業への研修会参加者数：500人 一般向け学習会の参加者数：200名 フレンドスポンサー数：5社	1,948.708
	【児童相談所の魅力発信】 前年度に把握した課題を解決するためのソリューションの検討及び検証を実施していく	通年	・オンライン ・全国の児童相談所	4 名	全国の児童相談所及び関係機関	約 10,000 名	28,132.8
施設等の職員の定着を促進する事業	【相談窓口】 社会的養護施設職員のための相談窓口の設立及び運営	随時	オンライン	1 名	全国の社会的養護施設職員	相談窓口利用登録数：30名 相談件数：40名	210
	【研修会】 ・施設長・管理職向けの研修会 ・施設職員向けの研修会	年間 1～4 回	オンライン	1 名	全国の社会的養護施設職員・管理者	参加者数 500 名	210
	【チャボゼミ】 施設職員のうち、内定者・新任職員向けの研修の実施	第二期：日程未定（全7回予定）	オンライン	4 名	全国の社会的養護施設に就職する内定者	参加者数 250 名	1,650
施設等と支援者を繋ぐ事業	留学支援 社会的養護施設と施設への支援を望む企業・団体・個人を繋ぎ児童へのさまざまな機会を提供する（留学支援）	留学期間 1 週間～10 日間	留学先 アメリカ合衆国	1 名	事業を実施した社会的養護施設入所児童	留学する人数：4 名	150

令和5年度 活動予算書

2023年9月1日から2024年8月31日

特定非営利活動法人チャイボラ

(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費	0	
賛助会員受取会費	0	
2 受取寄附金	21,647,585	21,647,585
受取寄附金		
3 受取助成金等	4,100,000	
受取民間助成金		
受取補助金	19,990,000	24,090,000
4 事業収益		
施設等の職員を増やす事業	2,084,000	
施設等の職員の定着を促進する事業	2,100,000	
施設等と支援者を繋ぐ事業	1,320,000	5,504,000
5 その他収益		
受取利息	0	
経常収益計		51,241,585
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	16,617,600	
役員報酬	0	
雑給	0	
法定福利費	1,800,000	
福利厚生費	0	
人件費計		18,417,600
(2) その他経費		
接待交際費	300,000	
業務委託費	8,633,300	
謝金	510,000	
外注費	0	
印刷製本費	368,255	
新聞書籍代	0	
通信運搬費	1,253,200	
旅費交通費	1,670,000	
会議費	270,000	
消耗品費	146,716	
水道光熱費	0	
地代家賃	400,000	
広告宣伝費	4,883,760	
租税公課	0	
研修費	0	
支払手数料	2,156,536	
雑費	4,000	
減価償却費	0	
その他経費計		20,595,767
事業費計		39,013,367
2 管理費		
(1) 人件費		
給料手当	0	
役員報酬	1,200,000	
雑給	0	
法定福利費	600,000	
人件費計		1,800,000
(2) その他経費		
接待交際費	480,000	
業務委託費	1,400,000	
謝金	0	
外注費	0	
印刷製本費	120,000	
新聞書籍代	20,000	
通信運搬費	6,000	
旅費交通費	100,000	
会議費	36,000	
消耗品費	224,000	
水道光熱費	0	
地代家賃	100,000	
広告宣伝費	0	
租税公課	2,000	
研修費	0	
支払手数料	226,136	
雑費	0	
その他経費計		2,714,136
管理費計		4,514,136
経常費用計		43,527,503
当期経常増減額		7,714,082
III 経常外収益		0
経常外収益計		0
IV 経常外費用		0
経常外費用計		0
税引前当期正味財産増減額		7,714,082
法人税、住民税及び事業税		70,000
前期繰越正味財産		60,147,950
次期繰越正味財産額		67,792,032

令和6年度 活動予算書

2024年9月1日から2025年8月31日

特定非営利活動法人チャイボラ

(単位:円)

科目		金額	
I 経常収益			
1 受取会費		0	
正会員受取会費		0	
賛助会員受取会費		0	
2 受取寄附金		20,000,000	20,000,000
3 受取助成金等		15,000,000	
受取民間助成金		20,000,000	35,000,000
受取補助金			
4 事業収益		1,084,000	
施設等の職員を増やす事業		3,500,000	
施設等の職員の定着を促進する事業		1,320,000	5,904,000
施設等と支援者を繋ぐ事業			
5 その他収益		0	
受取利息			
経常収益計			60,904,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費		18,412,800	
給料手当		0	
役員報酬		0	
雑給		0	
法定福利費		1,000,000	
福利厚生費		0	
人件費計			19,412,800
(2) その他経費		150,000	
接待交際費		20,320,400	
業務委託費		4,100,000	
謝金		0	
外注費		0	
印刷製本費		1,500,000	
新聞書籍代		0	
通信運搬費		4,329,680	
旅費交通費		1,600,000	
会議費		2,480,000	
消耗品費		210,000	
水道光熱費		0	
地代家賃		336,000	
広告宣伝費		18,350,000	
租税公課		0	
研修費		0	
支払手数料		1,451,000	
旅費		0	
調査費		2,000,000	
器具備品		400,000	
雑費		200,000	
減価償却費		0	
その他経費計			60,427,080
事業費計			79,839,880
2 管理費			
(1) 人件費		0	
給料手当		1,200,000	
役員報酬		0	
雑給		0	
法定福利費		2,400,000	
人件費計			3,600,000
(2) その他経費		150,000	
接待交際費		1,320,000	
業務委託費		0	
謝金		0	
外注費		0	
印刷製本費		150,000	
新聞書籍代		0	
通信運搬費		50,000	
旅費交通費		50,000	
会議費		50,000	
消耗品費		200,000	
水道光熱費		0	
地代家賃		0	
広告宣伝費		30,000	
租税公課		2,000	
研修費		0	
支払手数料		500,000	
雑費		50,000	
その他経費計			2,552,000
管理費計			6,152,000
経常費用計			85,991,880
当期経常増減額			-25,087,880
III 経常外収益			0
経常外収益計			0
IV 経常外費用			0
経常外費用計			0
税引前当期正味財産増減額			-25,087,880
法人税、住民税及び事業税			70,000
前期繰越正味財産			67,792,032
次期繰越正味財産額			42,634,152